

琴平町農業委員会議事録

琴平町農業委員会を令和4年5月20日午前9時00分琴平町役場三階大会議室に召集する。

出席委員		欠席委員			
4	山田 悟	11	山本 重憲	8	宮崎 知純
1	大森 薫之	12	宮脇 久雄	2	都村 尚志
3	西島 好弘				
5	宮武 悟				
6	神餘 哲夫				
7	松浦 修				
9	森本 初美				
10	大場 重信				

農業委員会事務局出席者 事務局長 大西 洋二  
書記 植田 康紀

<議事日程>

議案第1号 農地法第3条許可申請について  
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】  
の決定について  
報告第1号 農地法第18条（通知）について  
その他

職務代理者 挨拶

職務代理者 それでは議事に入ります。本日の会議録署名委員は10番の大場委員と、  
11番の山本委員です。  
会期は、本日出されております議案の審議終了までとさせていただきます。

職務代理者 **議案第1号 農地法第3条許可申請について**事務局より説明をお願いします。  
ます。

事務局 議案第1号 農地法第3条許可申請についてご説明致します。

- 事務局           お手元の議案書4ページをご覧ください。  
譲渡人、譲受人、申請地、譲渡理由などについて読み上げて説明。  
場所は、県道原田琴平線と町道金竹線の交差から東へ約250m進んだ位置にある農地です。後継者がなく、農地を手放したい意向のある譲渡人と経営規模の拡大を図りたい譲受人との間で話がまとまり、この度の申請となりました。公図、登記事項証明等添付書類も揃っており、農地法第3条2項のいずれにも該当していませんので問題はなく申請を受理致しております。
- 職務代理者       議案第1号について、地元委員さんからご説明をお願い致します。
- 地元委員           事務局から説明があったとおりです。高齢となり農業を行う予定もなく、後継者もないため農地を手放したい譲渡人と、近隣で耕作しており、経営規模拡大を図りたい意向の譲受人が農地購入条件等の話し合いの結果、この度の申請となりました。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
- 職務代理者       議案第1号について   ご質問、ご意見はございませんか。
- 職務代理者       議案第1号について   ご異議はございませんか。
- 「異議なし」との声
- 職務代理者       それでは、議案第1号   農地法第3条許可について賛成の方は挙手をお願いします。
- 職務代理者       全員挙手により賛成でありますので、議案第1号   原案のとおり決定することにいたします。
- 職務代理者       **議案第2号   農用地利用集積計画の決定について**   事務局より説明をお願いします。
- 事務局           議お手元の議案書5ページをご覧ください。  
農用地利用集積計画総括表   申請番号1～14について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等   個々に読み上げて説明。  
以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

よろしくお願ひいたします。

職務代理者 議案第2号について ご質問、ご意見はございませんか。

職務代理者 議案第2号について 決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理者 それでは、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手により賛成でありますので、議案第2号は原案のとおり決定することにいたします。

職務代理者 **議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2**について事務局より説明をお願いします。

事務局 お手元の議案書13ページをご覧下さい。

農用地利用集積計画総括表 申請番号1について、権利の受け手、権利の出し手、地番、地目、面積、期間、賃借料、利用権種類、継続等 個々に読み上げて説明。

以上の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、同意も得られております。

令和4年5月31日公告予定分の農用地利用集積計画について、ご審議たまわれますよう、よろしくお願ひいたします。

職務代理者 議案第3号についてご質問、ご意見はございませんか。

職務代理者 議案第3号について、決定することにご異議はございませんか。

「異議なし」との声

職務代理者 それでは、議案第3号 農地中間管理事業法第19条の2について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

多数挙手により賛成でありますので、議案第3号は原案のとおり決定することにいたします。

職務代理者 報告第1号 農地法第18条(通知)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 賃貸人、賃借人、申請地について読み上げて説明。

職務代理者 全体を通じてご意見はございますか。

「なし」

職務代理者 事務局からその他をお願い致します。

職務代理者 その他について何かありますか。

事務局 特にありません。

職務代理者 次回は、令和4年6月20日(月)午前9時から琴平町総合センター2階大ホールで行います。

職務代理者 以上で、今月の農業委員会を閉会いたします。